

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市空き家・空き地バンク及びマッチングサービス登録物件リフォーム補助金
補助事業等の標	売買契約が成立となった諏訪市空き家・空き地バンク及び都市計画課で実施しているマッチングサービスに登録されている空き家(以下「登録空き家」という。)に係るリフォーム工事の経費の一部を補助することにより、登録空き家の売上の動きを活性化させるとともに、空き家・空き地バンク及びマッチングサービスへの空き家の登録を促進させ、諏訪市への移住の促進を図る。
補助事業等の対象者	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 登録空き家を購入した移住者又は移住する予定の者 (2) 登録空き家の所有者の3親等以内の親族でない者 (3) 市税等を滞納していない者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
補助対象経費	売買契約が成立となった登録空き家(居住部分に限る。)の安全性、居住性、機能性等を維持し、又は向上させるために行う修繕、補修、取替え等の工事(以下「リフォーム工事」という。)に係る費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	1 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。 2 補助金は、同一の登録空き家又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。 3 申請をする日において、世帯員に18歳未満の者がいる場合は、10万円を加算するものとする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	移住者数及び登録空き家件数を基に担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和6年4月1日
補助事業等の終了時期	令和9年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
その他	この取扱基準において「移住者」とは、登録空き家の購入に係る売買契約の締結を行った日から過去1年以内に市内に居住していなかった者であって、市長に転入の届出をし、現に生活の拠点を置き居住するものをいう。

<p style="text-align: center;">提出書類</p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、転入日から1年以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市空き家・空き地バンク及びマッチングサービス登録物件リフォーム補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 売買に係る契約書の写し</p> <p>(3) リフォーム工事に係る経費の工事明細書及び見積書の写し</p> <p>(4) 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真</p> <p>(5) 世帯全員分の住民票の写し（移住後に提出すること。）</p> <p>(6) 市税等の納税証明書又は非課税証明書の写し</p> <p>2 補助金の交付決定通知を受けた者は、諏訪市空き家・空き地バンク及びマッチングサービス登録物件リフォーム補助金実績報告書（様式第5号-1）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) リフォーム工事にかかった経費を支払った証拠書類</p> <p>(2) 工事施工後の写真</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担当部署</p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係</p>

令和 6年 3月15日 制定（令和 6年 4月 1日 施行）